



令和7年度 入間市ゼロカーボンシティ推進設備設置費 補助事業のご案内

二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする、ゼロカーボンシティの実現を目指し、再生可能エネルギーを活用する設備を設置する方へ、補助金を交付します。

<受付期間>

受付開始：令和7年5月1日（木）

※先着順とし、予算がなくなり次第終了します。

<補助対象設備>

① V2Hシステム

② 太陽光発電システム

（FIT・FIP 制度の認定を取得しないもの）

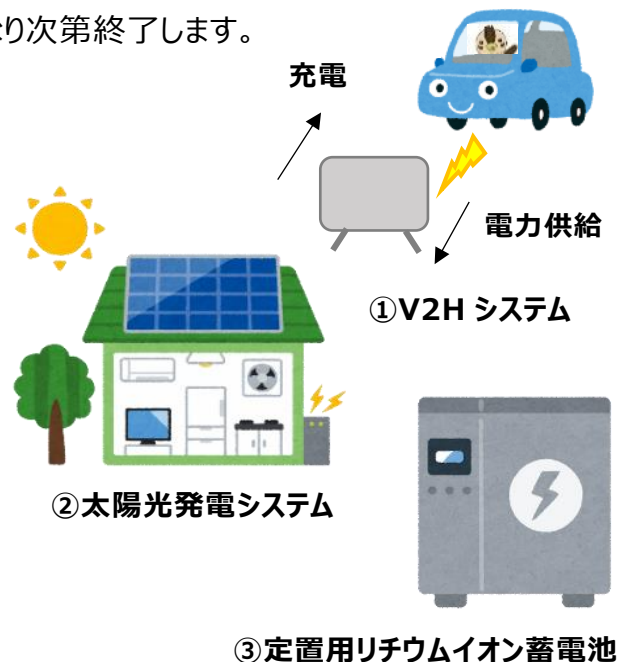
③ 定置用リチウムイオン蓄電池

（②太陽光発電システムと同時に導入するもの）

<予算額>

25,999 千円

内訳 { ① 1,500千円
② ③ 24,499千円



<補助の対象となる方>

1. 自ら居住している市内の既存住宅・新たに建築又は取得する市内の住宅に設備を設置する方
2. 実績報告を行う時点で、設備を設置する住宅の所在地に住民登録がある方
※実績報告書は設備の設置が完了した日の翌日から30日以内に提出を行ってください。
（交付決定通知書が届く前に工事が完了している場合は交付決定通知書が到着した日から30日以内）
※実績報告書の最終締め切りは令和8年2月27日（金）です。この日を過ぎるとお支払いができなくなりますので、工事完了日に関わらず令和8年2月27日（金）までに到着するように提出してください。
3. 入間市税の滞納がない方
4. 令和7年（2025年）4月1日以降に契約・工事を行い、期日までに実績報告書兼請求書を提出できる方
5. 他補助金の交付を受け、対象設備設置にかかる経費が全て他補助金で補われていない方
6. 対象住宅に補助対象者以外の所有者がいる場合、全ての所有者から設備を設置することに同意を得られている方

※補助金の交付は、**1住宅1回限り**です。

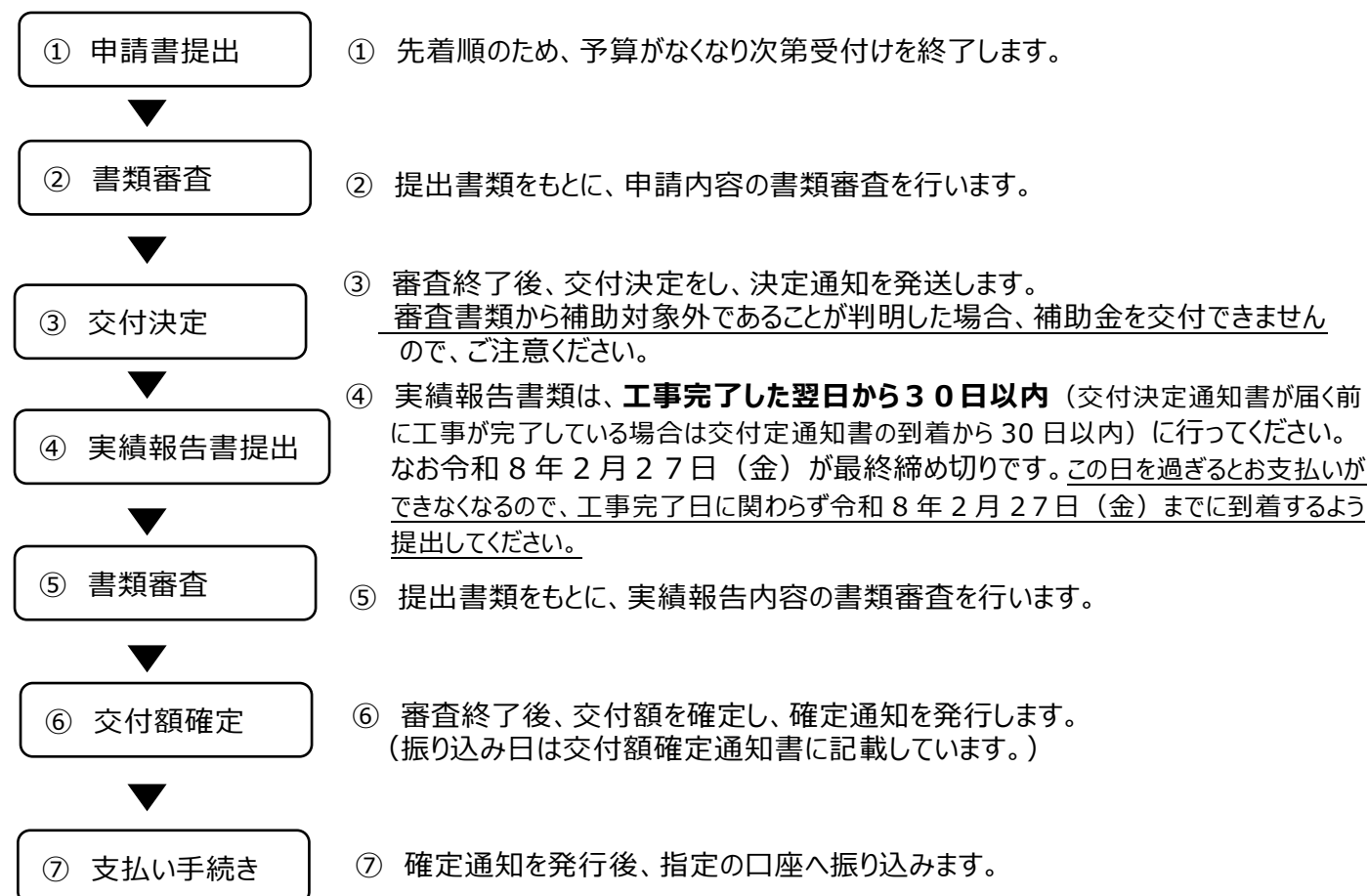
※購入金額が0円又はリースの場合は、**補助対象になりません**のでご注意ください。

<補助対象となる設備と補助金額、設備の要件>

補助対象設備	補助限度額	対象要件（設備ごとに要件を全て満たすもの）
① V2Hシステム	30万円	次に掲げる要件のいずれにも該当するもの ア 国の補助事業における補助対象経費として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されたものであること イ 太陽電池モジュールの最大出力が1.0kW以上の太陽光発電システムが設置されていること（既設・新設を問わない）
② 太陽光発電システム（FIT・FIP制度の認定を取得しないもの）	7万円/kW （35万円まで） ※算定する「太陽電池出力」は、太陽電池モジュールの最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方とし、「kW」単位で小数点以下切り捨てた値を用いる	次に掲げる要件のいずれにも該当するもの ア 設置する太陽電池モジュールの最大出力が1.0kW以上のもの イ FIT・FIP制度の認定を取得しないもの ウ 発電した電力の30%以上を自家消費すること エ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日付け環政計発第2203303号）の別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）（以下この表において「別紙2」という。）の2重点対策加速化事業の（2）交付対象事業の内容アの（ア）の表交付要件の項中 a～c 及び g の（a）の全てを満たすもの オ 交付申請チェックリストにある事項を全て満たしていること カ 国庫補助金が原資となる他の補助金を受けていないもの 【注意点】 ・国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を原資とした補助メニューです。 ・国庫補助が原資となる国・県の補助金と併用できません。 例）・ZEH 補助金等にて、太陽光発電システムに対して、国が実施している補助事業 ・埼玉県の家計における省エネ・再エネ活用設備導入補助金 ・子育てグリーン住宅支援事業 <u>・年に一度、発電量及び消費電力量の調査を行いますので、ご協力ください。</u>
③ 定置用リチウムイオン蓄電池 （②と同時に導入するもの）	蓄電池の価格の1/3 （50万円まで）	次に掲げる要件のいずれにも該当するもの ア 蓄電容量の合計が1.0kWh以上のもの イ ②太陽光発電システム（FIT・FIP制度の認定を取得しないもの）の附帯設備であること ウ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと エ 1.0kWhあたり15.5万円以下（工事費込み、消費税抜）の蓄電システム（4,800Ah・セル未満）であるもの

		オ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和 4 年 3 月 3 0 日付け環政計発第 2203303 号）の別紙 2 の 2 重点対策加速化事業の（2）交付対象事業の内容アの（イ）の表交付要件の項中 b.c 及び h～m の全てを満たすもの カ 交付申請チェックリストにある事項を全て満たしていること キ 国庫補助金が原資となる他の補助金を受けていないもの 【注意点】 ・国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を原資とした補助メニューです。 ・国庫補助が原資となる国・県の補助金と併用できません。 例）・ZEH 補助金等にて、定置用リチウムイオン蓄電池に対して、国が実施している補助事業 ※埼玉県の家計における省エネ・再エネ活用設備導入補助金は併用可能です。
※いずれもリース品でないことが書類で確認できること。また、性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。 ※補助金の交付は、世帯につき、上記表の補助対象設備の区分ごとに 1 回とします。 ※国・県等の補助事業の内容については、各事業の担当事務局へお問い合わせください。 ※国・県等の補助事業によっては、予算の都合上、募集が締め切られている可能性があります。 ※太陽光発電システムを導入した方へ、年に一度、発電量及び消費電力量の調査を行います。発電量および電力消費量・売電量がわかる状態を保ってください。		

<申請手続きの流れ>



1. 申請手続きについて

補助金の申請をする方は、「入間市ゼロカーボンシティ推進設備設置費補助金交付申請書（様式第1号）」に必要事項を記入し、以下の書類を添付のうえ、入間市役所エコ・グリーン政策課（B棟4階）に持参してください（郵送可）。また、提出は代理人でも可能です。

添付書類（持ち込み・郵送の場合）

1. 交付申請チェックリスト
2. 経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は見積書の写し（日付がわかるもの）
※上記書類に設備ごとの経費が記載されていない場合は、別途、経費の内訳が明記された書類（市公式ホームページに参考様式があります。）
3. 補助対象設備の仕様及び規格が確認できる書類の写し（カタログ等の写し）
※導入した設備が載っているカタログの該当型番にマーカーを引く・または付箋を貼るなど、導入した設備がわかるようにしてください。
※上記の工事請負契約書、見積書のいずれかで確認できる場合は不要
4. 住宅所有者全員の同意書（住宅の所有者と申請者が異なる場合又は住宅の所有者が複数いる場合のみ。なお、同意書の様式は任意のもので可。）
5. その他市長が必要と認める書類
※上記書類のほか、追加で書類を求められた場合に提出

2. 実績報告書兼請求書の提出

補助金の交付決定を受けた方は、「入間市ゼロカーボンシティ推進設備設置費補助金実績報告書兼請求書（様式第4号）」に必要事項を記入し、以下の書類を添付のうえ、入間市役所エコ・グリーン政策課（B棟4階）に持参してください（郵送可）。また、提出は代理人でも可能です。

添付書類

1. 実績報告チェックリスト
2. 補助対象設備の設置に係る領収書及び内訳書の写し（申請時と変更がなくとも提出してください）
3. 補助対象設備の設置完了後の写真
4. 電力会社との系統連系に伴う電力受給契約書の写し（V2Hシステム申請者のみ）
5. 設置した補助対象設備の保証書等の写し
6. 他補助金の交付決定通知の写し又は同補助金を申請する内容の書類の写し
7. その他市長が必要と認める書類
※上記書類のほか、追加で書類を求められた場合に提出

様式はHPからダウンロードできます。
下のQRコード等よりご確認ください。



3. その他

1. 補助金の交付を受けた設備は、常に良好な状態に維持管理するよう努めてください。
2. 提出された書類は返却しません。
3. 設備の設置にあたっては、近隣と騒音などのトラブルが生じないよう、設置場所に配慮してください。
4. 太陽光発電システムを導入した方へ、年に一度、発電量及び消費電力量の調査を行いますので、ご協力ください。

編集/発行 埼玉県入間市環境経済部エコ・グリーン政策課
〒358-8511 埼玉県入間市豊岡 1-16-1（B棟4階）
TEL 04-2964-1111 内線 4263～4265

e-mail ir240500@city.iruma.lg.jp

入間市公式ホームページでもご覧になれます。

<https://www.city.iruma.saitama.jp/index.html>

※このパンフレットが不要になった場合は、資源ごみ（雑がみ）として出せます。



入間市 ゼロカーボン補助金

市公式ホームページ

